



賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 2021年3月の協会けんぽ保険料率および介護保険料率の改定後、各保険料率に変更はありませんので、冬の賞与計算の際は6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。
(注 健康保険組合にご加入の事業所様の健康保険・介護保険料率は下記と異なります。)

[参考] 2021年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険 (一般)	183.00	91.50	91.50
健康保険 (協会けんぽ; 岩手県)	97.40	48.70	48.70
介護保険 (第2号被保険者)	18.00	9.00	9.00
子ども・子育て拠出金	3.60	3.60	—
計	302.00	152.80	149.20

2022年に予定される法律改正等について

- ◆ 2022年も労働・社会保険関係の様々な改正が予定されています。主なものをあげてみます。
 - 2022年1月 複業する高齢被保険者 (マルチジョブホルダー) の特例制度の導入
 - 2022年4月 育児・介護休業法改正 (育児休業制度周知等義務化ほか)
 - 2022年4月 年金手帳の廃止 → 基礎年金番号通知書 (仮称) への切り替え
 - 2022年4月 年金受給開始時期の選択肢拡大 (上限が現在の70歳 → 75歳へ)
 - 2022年4月 60代前半の在職老齢年金制度の支給停止基準引き上げ
 - 2022年10月 短時間労働者の社会保険の適用拡大 (被保険者数101人以上)
- 先ごろ発表された2020年実施の国勢調査結果によれば、65歳以上の人口割合が岩手県は全国で8位とのこと。少子高齢化が急速に進む岩手県においては特に注視すべき改正が多いように感じられます。

雇用保険マルチジョブホルダー制度について

- ◆ 上記、2022年改正のひとつ、複数の事業所に勤務する65歳以上の労働者 (マルチジョブホルダー) の特例制度が2022年1月からスタートします。2つ以上の事業所に勤務する65歳以上の労働者が、次の2つの要件を満たし、本人の申出があった場合に雇用保険の被保険者となることのできる制度です。
 - ①2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること
 - ②2つの事業所の労働時間を足して、1週間の所定労働時間が20時間以上となること

※1つの事業所における1週間の所定労働時間は5時間以上20時間未満であること

詳細は同封の別紙の通りとなりますが、マルチジョブホルダーから必要な証明を求められた場合、事業主は速やかな対応が必要になります。制度はまず65歳以上からスタートしますが、国の副業・兼業促進の流れを受け、今後対象の拡大が見込まれます。

◇ 凍結による、事業所駐車場における転倒災害が毎年発生します。除雪、凍結防止、注意喚起をお願いします